

ステップ1 実施体制



まず、リスクアセスメントを事業場（工場）へ導入するには、次に示すような準備が必要です。

- （1）経営トップ（社長・工場長）の導入宣言
- （2）事業場の実施体制の確立
- （3）リスクアセスメントの実施手順の作成
- （4）リスクアセスメントの試行による見直し
- （5）関係者へのリスクアセスメント教育の実施

これらの準備は、経営トップの指示のもとに事業場全体の安全衛生を担当する部門の長などを中心に行います。リスクアセスメントをスムーズに導入し、定着させていくためには十分な準備が必要です。

（1）経営トップの導入宣言

事業場の事業者（社長・工場長）は、作業現場に潜在する危険性又は有害性の除去・低減のため、事業場としてリスクアセスメントを導入することを事業場内の従業員に向けて宣言します。

（2）事業場の実施体制の確立

事業場でリスクアセスメントを実施するための推進体制を明確にします。実施メンバーは、次頁の表3-1のようにリスクアセスメントの実施を統括管理する事業場の事業者（社長・工場長）、実施の管理を行う事業場の安全衛生部門の長（安全管理者）、実際にリスクアセスメントを実施しリスクの低減措置を実施する各現場の責任者（チームリーダー）などから構成します。

リスクアセスメントは、定期的にかつ継続的に実施推進していかなければ効果は上がりませんので、その推進体制を明確にして事業場内の従業員に周知徹底する必要があります。また、現場をよく知る作業員や機械設備・化学物質等に関する専門知識を有する者などが参加することも必要です。

リスクアセスメントについて、その進め方が適切に行われているかを評価するなど一連のリスクアセスメント活動のとりまとめを行うリスクアセスメント責任者には、事業場の安全衛生部門の長などの職務実態に精通し、リスクアセスメントの教育訓練を受けた者（またはそれと同等の知識・能力のある者）の中から適任である者を事業者（社長・工場長）が選任します。

→ 第4章 1, 2 参照

表3-1 リスクアセスメントの実施メンバー（例）

手 順 推進体制	危険性又は 有害性の特定	リスクの 見積り	優先度の 設定	リスク低減 措置の検討
事業者（社長・工場長）	△	△	△	○
安全衛生部門の長 （リスクアセスメント責任者）	△	○	◎	◎
現場の責任者 （リスクアセスメント推進者）	◎	◎	○	◎
作 業 者	◎	◎	△	◎ （意見の反映）

注） ◎:必ず関わる ○:必要に応じて関わる △:特別な事情がある場合に関わる

（3）リスクアセスメントの実施手順の作成

現場でリスクアセスメントが正しく実施できるように、危険性又は有害性の特定からリスクアセスメントの見直しまでの実施手順書（マニュアル）を作成します。作業現場に即した使いやすい実施手順書を作成する必要があります。本章の「**ステップ4** 危険性又は有害性の特定」から「**ステップ7** リスクアセスメント実施状況の記録と見直し」までの手順に即して、実施手順書を作成することをお勧めします。

実施手順書は平易な文章で作成し、職場で容易に実施できるように配慮するとともに、できれば実施順序を箇条書きにします。

→ 第4章 3参照

（4）リスクアセスメントの試行による見直し

リスクアセスメントの導入に当たり、（3）で作成した実施手順書に基づきできる限りトライアル（試行）を実施することをお勧めします。トライアルには、次のような効果があります。

- ① リスクアセスメントの導入前に実施手順の問題点を把握し、改善することができる
- ② トライアルを実施することで、トライアルに係わる関係者の実地訓練の場となる

→ 第4章 1，3参照

（5）関係者へのリスクアセスメント教育の実施

リスクアセスメントを実施する際には、リスクアセスメント責任者などはリスクアセスメントを十分に理解し、習熟している必要があります。また、その他の関係者もリスクアセスメントを実施する前に、基本的な知識や意義を正しく理解しておく必要があります。

→ 第4章 4参照